

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第32条第2項	特定非営利活動法人の残余財産の譲渡の認証	市民協働推進課

- 1 審査基準は、同法第32条第2項のとおりとする。
- 2 標準処理期間は、30日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。